

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで
私の国民年金保険料は、すべて納付していたはずであり、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みとなっており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市保管の被保険者名簿の備考欄には、「42年4月～43年3月10,800円(50年12月29日 納付済)」と記載されており、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を第2回特例納付によって納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立人の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会した結果、当初未加入期間とされていた申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金被保険者資格を訂正し、納付済み期間としているなど行政側の記録管理に不備な面も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 343

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び54年4月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和54年4月から55年9月まで

昭和44年当時、社会保険を辞めた時点でA村役場で国民年金の手続きを行い、その際に国民年金保険料を納付しており、また、54年から55年当時についてもB市役所で保険料を納付している。私は今まで税金等払わなければならないお金を納めなかったことは無く、国民年金も未納のはずが無いのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち申立期間①について、申立人は、社会保険を辞めてすぐにA村役場（現在は、B市役所A総合支所）で国民年金の手続きを行うとともに国民年金保険料を納付したとしているが、保険料を納付した期間等は分からないとしているなど、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人に係る社会保険庁保管の特殊台帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿の納付記録は一致しており、申立期間②の直後の昭和55年10月から57年3月までの期間の保険料は57年12月8日に納付されていることから、この時点において、申立期間②は納付期間を経過し時効となるため納付することができない期間となる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月から勤務した事業所は社会保険の適用事業所ではなかったため、A 区役所で国民健康保険の加入手続をした記憶がある。2 か月後には 20 歳になるため、2 か月後に再度区役所へ来て国民年金への加入手続をするように話されたことを覚えている。国民健康保険と国民年金の保険料を納付した記憶があるため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険料と国民年金保険料を A 区の郵便局で一緒に納付した記憶があることから、申立期間の保険料を納付したはずであるとしているが、国民年金及び国民健康保険への加入の手続は住民票所在地の市区町村で行うことになっており、申立人の住民票は、昭和 38 年 9 月（申立人は 19 歳 2 か月）から 41 年 12 月（同 22 歳 6 か月）までの期間は B 市にあることから、申立人が 20 歳となった 39 年 6 月に A 区役所で国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 7 月に払い出されており、この時点で 41 年 3 月以前の期間は既に時効により納付することができない期間に当たる上、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付や特例納付により納付したことは無いとしており、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A市のB社に出稼ぎしていたが、住民票はC村（現在は、D市）においていたので、兄に依頼して仕送りから国民年金保険料を納付してもらっていた。免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤め始めたのは昭和 39 年ごろからであったと述べており、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は昭和 38 年度から納付済みとなっていることが確認できることから、申立人が申立人の兄に保険料納付を依頼したのは、B社入社後の 39 年ごろと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人と申立人の兄夫婦は昭和 38 年 4 月から国民年金保険料の納付を始めているが、申立人の義姉は「自分たちが免除されていた期間も義妹の国民年金保険料を納付してきた」と証言しており、申立人の兄夫婦が免除を受けた 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間は申立人の保険料が納付済みとなっており、申立人が保険料納付を依頼していた期間とも合致する。

さらに、申立人は、申立期間が申請免除を受けていたことを知ったのは、D市に転入した昭和 50 年に担当職員に告げられた時であり、既に追納可能な 10 年を経過しており追納できなかつたと述べていることから、申立人の兄も免除期間の存在を承知していなかつたものと推認され、申立人の兄が申立期間の保険料を追納していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで

申立期間当時は、元夫の扶養家族となっていた。昭和 57 年 4 月に厚生年金保険に加入し、どのくらい経ったか忘れたが、A 村役場から封書が届き、国民年金に加入していない期間の国民年金保険料を支払えば、継続したことになる旨の通知をもらったと記憶している。

子供が小さく生活も楽ではないが、なんとかやりくりして、A 村役場（旧庁舎）に持参した覚えがある。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和 57 年 4 月に厚生年金保険に加入した後に、A 村役場から封書が届き、国民年金に加入していない期間の国民年金保険料を支払えば、継続したことになる旨の通知をもらったとしているが、A 村役場では、国民健康保険の加入者であって、国民年金に加入していない者を対象に通知を送っていたとしていることから、政府管掌健康保険に加入していた申立人に対して通知は送付されることはないと考えられ、申立人の主張は合理的でない。

また、申立人は昭和 57 年 4 月以降に国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間は、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者であるため、任意加入対象者となり、申立人は制度上、加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することから、55 年 9 月にさかのぼって資格を取得することはできず、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から39年3月まで

私は、昭和35年7月に18歳で結婚し、義母や義妹と同居していた。結婚後に国民年金制度が始まり、夫の保険料は私が、義母と義妹の保険料は義母が、民生委員をしていた集金人に一緒に納付していた。その後、集金人に「若奥様も今月からですよ。」と言われ、夫の分と一緒に納付し始めたことを記憶している。夫は納付済みであり私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年12月から地区の集金人に国民年金保険料を義母世帯と一緒に納付したとしているが、市町村保管の被保険者名簿によると、申立期間直後の39年4月から同年12月までの申立人の保険料は同年12月28日に一括で納付され、一方、申立人の義妹の同期間の保険料は毎月納付となっており申立人と申立人の義妹の納付日は一致せず、申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月に払い出されており、その時点で37年9月以前の保険料は時効により納付することができない期間であり、37年10月から39年3月までは過年度保険料となることから、現年度保険料しか取り扱わない集金人へ納付したとする申立人の主張は合理的でない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、A 婦人会の役員の方が、勤務先に集金に来ており、婦人会を通じて納めていた。未納期間や未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間は、申立人の夫が共済組合員であることから、申立人は国民年金任意加入対象者となり、国民年金保険料を納付するには国民年金への加入手続をする必要があるが、申立人は当該加入手続をした記憶はないとしている。また、申立人の国民年金手帳記号番号は 44 年 5 月 29 日に払い出されていることから、申立期間のうち、36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間は未加入期間となるため、申立人は保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となり、婦人会等の納付組織は当該年度の保険料しか取り扱っていないことから、勤務先に集金に来たとする申立人の主張は合理的でない。

ほかに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 21 年から現在まで B 町に住んでいると述べるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。